

広野町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



(春の全国交通安全運動立哨の様子)

平成29年6月

広野町通学路交通安全推進会議

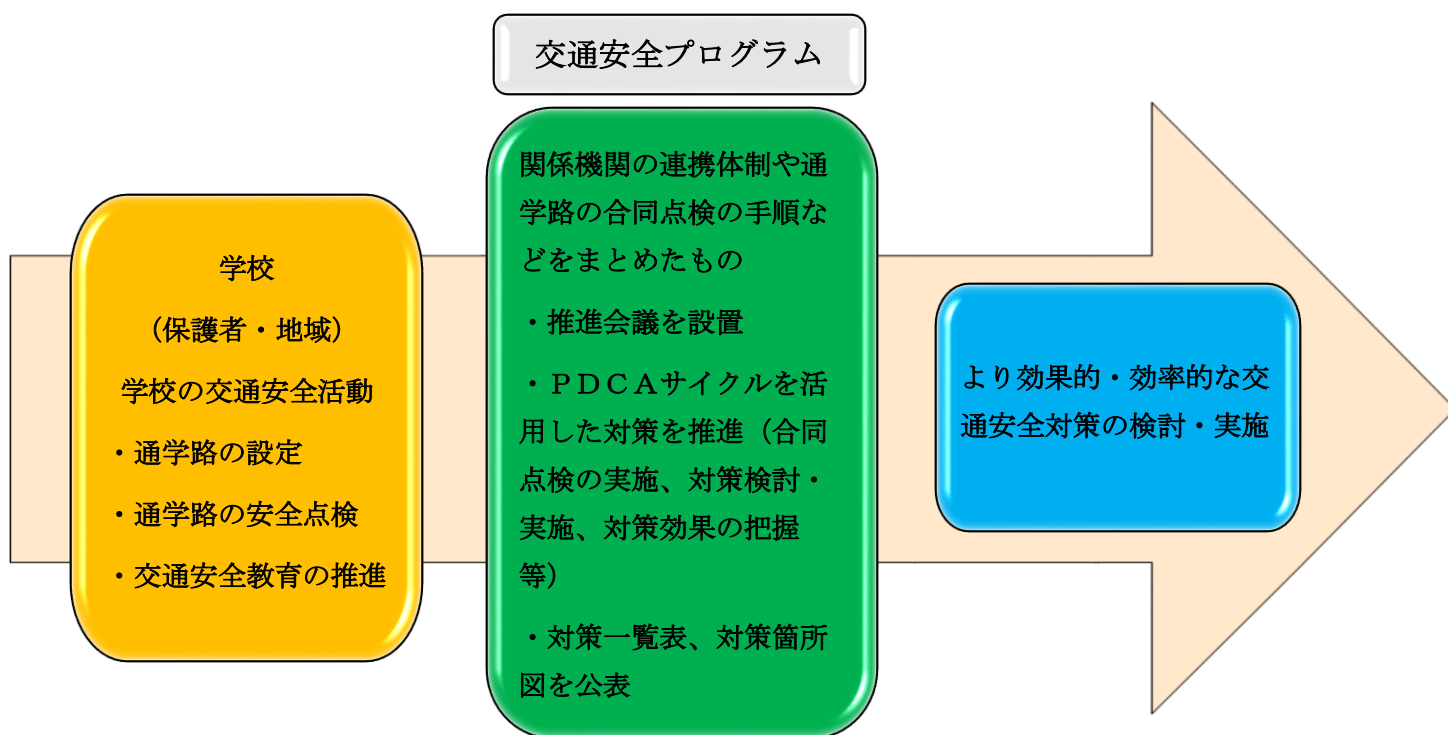
1 プログラムの目的

国は、平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、同年5月、全ての公立小学校等の通学路の点検および学校、警察、道路管理者の連携による危険箇所への緊急合同点検の実施、必要な対策の検討・実施による通学路の交通安全の確保の徹底を全国の自治体に通知しました。これを受け、平成24年11月末まで、関係機関が連携し、通学路における交通安全の確保に向けた緊急合同点検が全国一斉に実施されました。

当町においては、東日本大震災に起因する原子力発電所事故の影響により関係機関連携による通学路点検は未実施でありましたが、現在町内における交通量は復興事業に伴い著しく増加しており、また、将来的な交通事情も踏まえ通学路における交通安全の確保は急務であることから、関係機関の連携体制や通学路の合同点検の手順などをまとめた「広野町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

2 通学路の交通安全対策における当該プログラムの位置づけ

プログラムでは、学校からの要望に基づき町や教育委員会、道路管理者、警察機関が主体となり、学校や地域と連携を図りながら、合同点検を実施し専門的な知見に基づく、より効率的・効果的な対策を検討し、緊急性に応じ改善等を図っていきます。



2 通学路交通安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「広野町通学路交通安全推進会議」を設置しました。

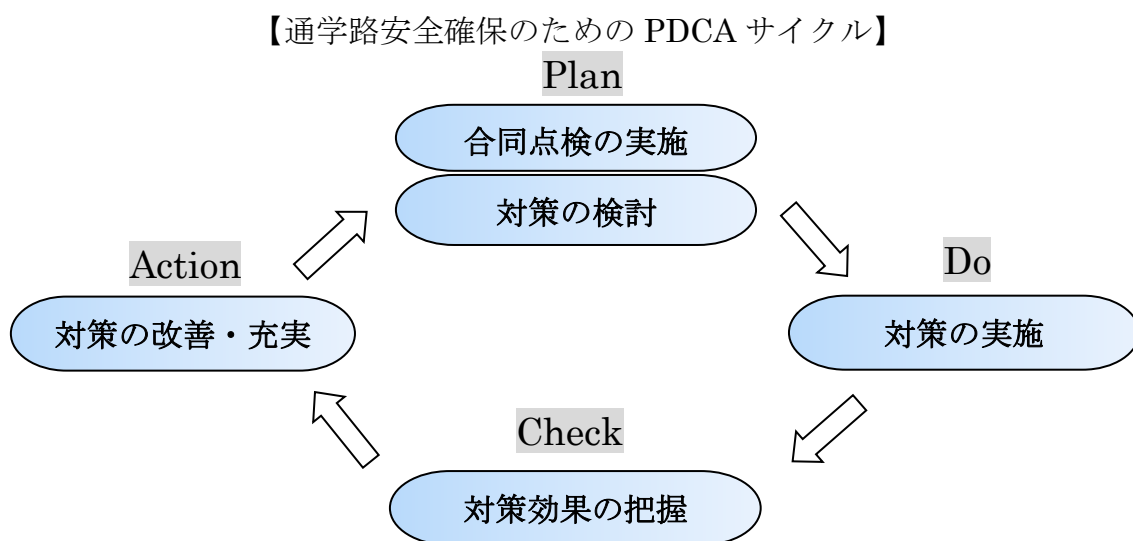
(1) 構成機関

- ・ 広野町教育委員会学校教育課
- ・ 広野町建設課
- ・ 広野町環境防災課
- ・ 広野町立広野小学校
- ・ 広野町立広野中学校
- ・ 福島県立ふたば未来学園高等学校
- ・ 福島県双葉警察署
- ・ 国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所
- ・ 福島県相双建設事務所
- ・ 福島県富岡土木事務所

(2) 推進会議の事務局は、広野町教育委員会学校教育課に置く。

3 取組方針

将来にわたり継続して登下校中における子どもの安全確保を図るために、通学路の合同点検を継続して実施します。交通安全対策の実施に際しては、安全性の確保が求められる箇所を基本とし、通学児童生徒数なども勘案しながら、優先順位を検討します。また対策の実施後には効果把握を行う等、毎年PDCAサイクルとして実施し、効果の改善・充実を図ります。



4 PDCAサイクルによる対策の推進

(1) 合同点検の実施：P

ア 事前の点検（学校による危険箇所の抽出） 【実施主体：学校】

学校、保護者、地域が連携を図り、毎年定期的に通学路の安全点検を実施し、主として交通安全の観点から危険と認められる箇所を抽出し、抽出した箇所の内容、学校として考える合同点検の要否を教育委員会に報告します。

イ 合同点検のテーマ設定 【実施主体：推進会議】

合同点検は、学校からの報告に基づき、安全性の確保が求められる箇所に対して実施することを基本とします。さらに、これらに加えて合同点検のテーマを必要に応じて設定するなど、効果的・効率的に合同点検を実施します。

なお、テーマの設定に当たっては、道路管理者や警察等の関係機関や学校と十分に協議し、その内容や設定期間などについて検討します。

ウ 合同点検実施箇所の抽出 【実施主体：推進会議】

学校から教育委員会に報告があった箇所のうち、合同点検が必要な箇所を推進会議において決定します。その際、その年度の合同点検のテーマを踏まえて、教育委員会・学校、道路管理者、警察の連携による検討が必要な箇所を選定する他、緊急に対応する必要がある箇所についても合同点検の対象とします。

【留意事項】

※教育委員会は、報告内容について学校に状況を確認しながら、必要に応じて事前の現地確認も行います。

※看板や横断歩道設置など対応が限定される場合は、教育委員会と所管部署により、合同点検を行います。

※横断旗の設置・補充や路面標示の補修など、修繕等で対応できる箇所については、直接、教育委員会から所管部署に対応を依頼します。

エ 合同点検の実施内容 【実施主体：教育委員会・学校・道路管理者・警察】

(ア) 実施回数・時期

毎年1回合同点検を実施し、実施時期は推進会議において決定します。

(イ) 点検の内容

危険な箇所等の要対応箇所の現場確認及び対応案の検討を行います。

(ウ) 点検の体制

教育委員会・学校、道路管理者、警察を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

(2) 対策メニュー案の検討：P 【実施主体：推進会議】

合同点検の結果に基づき、教育委員会及び学校は相互に連携し、また、保護者等の協力を得て、対策が必要な箇所について道路管理者及び警察から技術的な助言を得つつ、ソフト対策やハード対策について具体的な対策メニュー案を検討します。その際、歩道の設置や道路の拡幅など長期的な対応が必要な箇所については、暫定的な対策も検討します。これらの検討結果を踏まえて、計画的に対策が講じられるよう箇所ごとの対策一覧を作成します。

(3) 対策の実施：D 【実施主体：各担当部署】

それぞれの対策について、推進会議で検討したメニュー案を踏まえて、教育委員会・学校と関係部署が連携を図り、早期に取り組みます。

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう保護者や地元の協力を得ながら、これまでの対策の実施状況や危険の状況などを鑑み、優先順位を定め計画的に実施します。

(4) 対策効果の把握：C 【実施主体：教育委員会・各担当部署】

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に効果が上がっているのか、児童生徒は安全になったと感じているのかを確認するため、学校関係者への聞き取りや、現場での登校状況の確認を実施する。

(5) 対策の改善・改善計画の見通し：A 【実施主体：推進会議】

対策実施後も、合同点検や対策効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図るとともに、推進会議において対策の成果と課題について検討します。

5 対策箇所の公表

学校ごとの合同点検結果や対策内容については、関係者間の合意が図られたものについて認識を共有するために、学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。